

監査の種類	令和5年度（2023年度）財政援助団体等監査
指摘事項件名	補助金の交付事務誤りについて
指 摘 内 容	市は、「公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱」（以下「市交付要綱」という。）を制定し、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）に対し、センターが行う3事業について、中小企業の従業員と事業主の福利厚生増進及び中小企業の振興を図ることを目的に、補助金を交付している。 上記3事業の一つは、「八王子市中小企業退職金共済掛金補助事業」（以下「中退共補助事業」という。）とされており、これは、市内に主たる事業所を有する中小企業者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約を締結し、共済掛金を納付した場合に、負担した中小企業者（以下「事業者」という。）に対し、当該掛金の一部を補助するものである。 センターでは、「公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱」（以下「センター交付要綱」という。）において定める、交付対象者、交付対象期間等の要件に基づき、事業者に対して、共済掛金を負担した被共済者一人につき、月額300円の補助金（以下「センター補助金」という。）を交付している。市交付要綱では、このセンター補助金を補助対象経費としている。 そこで、令和4年度（2022年度）にセンターが行った、センター補助金に係る交付事務について、交付決定に係る書類及び交付申請書等の関係書類を確認したところ、次のような交付額の誤りが判明した。 (1) 交付申請書に被共済者として同一人物が重複記載されていることに気付かず、当該被共済者に対して二重に交付していた。 (2) センター交付要綱で定める要件を満たしていない被共済者に対して、交付対象外であることに気付かず、交付していた。 このような交付額の誤りが発生した要因についてセンターに確認したところ、交付対象者リストのデータ入力時に、複数名での確認を実施していなかったためとのことであった。上記誤りの内容を受け、センターでは、中退共補助事業に対し市から交付された補助金に関して、センター補助金に係る申請関係書類を再確認し、不適切なものについては事業者へ返還を求め、併せて市への返還を行うとのことであった。 補助金の交付事務は、所管課や団体が作成する交付要綱に基づいて確実に実行されるべきであり、そのためには、当該事務についての責務を認識し、実施するための体制を構築することが肝要である。 ついては、所管課においては、センターに対し、センター交付要綱にのっとった適正な事務執行に向けたチェック機能の強化及び支払誤りを防ぐための仕組みづくりについて指導を徹底されたい。

令和5年度（2023年度）実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	センターに対し、令和6年（2024年）1月9日付でチェック機能の強化、支払誤りを防ぐための仕組みづくりを行うよう指導した後、令和6年（2024年）3月12日付で提出された報告書により適正に対応していることを確認した。なお、誤支給については、令和6年（2024年）2月6日付でセンターより提出された報告書を確認し返還を請求、令和6年（2024年）2月28日に入金を確認済みである。
措 置 時 期	令和6年（2024年）3月12日
所 管 部 課	産業振興部 産業振興推進課

監査の種類	令和5年度（2023年度）財政援助団体等監査
指摘事項件名	補助金額確定における補助対象経費の範囲の確認について
指 摘 内 容	市は、「令和4年度（2022年度）公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、公益社団法人八王子観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に対し、市内地域産業の振興、参加体験型の魅力ある観光事業、交流人口の創出に資するMICE事業及び都市間連携の推進並びに協会の運営の安定化と自立化を図ることを目的として、補助金を交付している。 上記補助金は、行政連携型の補助金であり、財政部財政課の作成した補助金実務マニュアルによれば、市との連携により実施する事業への財政支援と位置付けられている。 そこで、令和4年度（2022年度）に所管課及び協会が行ったインフォメーションセンター運営事業（以下「運営事業」という。）に対する補助金交付について、交付決定及び補助金額の確定に係る意思決定、実績報告書、会計帳簿等の関係書類を確認したところ、次のような不適切な事務処理が見受けられた。 (1) 要綱に基づく交付の条件として協会に対して通知している「補助金にかかる執行上の留意事項」（以下「留意事項」という。）において、会議等に伴う菓子代は、補助対象外経費としているが、協会が補助対象経費として事業報告書に計上し、所管課でも当該経費を対象経費と認めて補助金額を確定していた。 (2) 協会が提出した交付申請書に記載された収支予算書兼収支計画書には、インフォメーションセンター開設10周年の記念事業（以下「記念事業」という。）に要する経費が含まれており、所管課では、当該経費を補助対象経費とすることもできたが、補助対象経費とせず、協会の自主財源で充当することを協会に指示した。しかしながら協会は、所管課へ確認することなく、当該経費の一部を補助対象経費に含めて実績報告書を提出した。また、所管課では、補助対象経費とすることの適否を判断するために必要な協会への確認及び協会の自主財源充当経費から補助対象経費に変更する意思決定を行わずに、当該経費を補助対象と認めて補助金額を確定していた。 このことについて所管課に確認したところ、上記(1)については、協会では、留意事項に規定されていることを知らずに菓子代を補助対象経費として報告し、所管課では、補助対象外経費であることを認識していたが、実績報告書等を審査する際の確認不足により、補助対象経費に含めて補助金額を確定したとのことであった。 また、上記(2)については、協会では、自主財源充当経費であることは把握していたが、補助対象経費として報告し、所管課では、実績報告書等を審査する際の確認不足により、補助対象経費に含めて補助金額を確定したとのことであった。

指 摘 内 容	このような事務処理が行われた要因として、所管課と協会の双方において留意事項を安易に考えていたことや、所管課において、補助金額を確定するための審査等の意義を十分に理解せずに、慎重さに欠ける事務処理が行われていたことも挙げられる。運営事業は、当該補助金が長期にわたり交付されてきた事業であることから、所管課と協会のいずれもが、当該年度特有の記念事業に係る補助対象経費を互いに整理、確認することなく、例年どおりの事務処理と同様に行われていたものと考ええる。 前述のとおり、当該補助金は、市との連携により実施する事業への財政支援であり、この観点から、市が協会の自主財源で支出すべきものとして整理した経費について、協会の判断で補助対象とすることができないのは当然である。また、所管課において、協会が提出した実績報告書の内容を精査することなく、当初自主財源を充当することとした経費を補助対象として確定している状況からは、これらの事務が漫然と行われていると判断せざるを得ない。 補助金の予算計上、交付決定、実績報告書受領後の補助金額の確定については、どのような判断に基づきその意思決定を行ったのか、市民へ説明する責任が伴うものである。よって、補助金額の確定においては、市が交付した補助金が、補助事業の目的、交付の条件に即して充当されているかを確認し、精算、返還の有無を必要な意思決定により判断することが重要である。 ついては、所管課においては、毎年度補助事業の内容を精査し、補助対象経費の範囲を意思決定により明確にした上で、留意事項と併せて遵守するよう協会に対して指導を徹底するとともに、当該決定内容に基づき実績報告書の内容の適否を判断するための方策を構築し、適切な補助金額の確定事務を遂行されたい。
措 置 内 容	「公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」の改正により、自主事業及び補助事業並びに補助対象経費の範囲を明確に意思決定するとともに、実績報告等において執行状況を適切に確認できる方策を確立し、令和7年度（2025年度）分の補助金事務より適用する。 なお、同要綱の主な改正点は次のとおり。 ➤ 交付申請書について、自主事業及び補助事業別で収支を記載するとともに、補助事業は支出の項目、経費の明細及びその額を記載する様式に改正 ➤ 交付決定書について、補助金交付決定総額に加え、支出の項目、経費の明細及びその額を決定・通知する様式に改正 また、指摘の要因として、事務担当者の補助金制度への理解不足や審査における確認事項の共有が課内で徹底されていない等の問題があることから、事務手続きに必要な知識や、手続き毎のチェックポイントが見える化した実務者向けの手引書を整備し、課内研修を通じて担当職員に共有した。手引書を用いた課内研修については、毎年度、年度当初に開催することとし、補助金事務に必要なスキルの向上を図っていく。
措 置 時 期	令和7年（2025年）2月
所 管 部 課	産業振興部 観光課

監査の種類	令和5年度（2023年度）財政援助団体等監査
指摘事項件名	補助金交付及び確定事務の適正な実施について
指 摘 内 容	市は、「令和4年度（2022年度）公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」を制定し、公益社団法人八王子観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が行う八王子花火大会事業（以下「花火大会」という。）について補助金を交付している。 「補助金等の交付の手続等に関する規則」（以下「規則」という。）では、補助事業者等が補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長にその旨を申請し、市長の承認を得なければならないとし、補助事業等が完了したときは、1か月以内に実績報告書を提出しなければならないと規定している。 そこで、令和4年度（2022年度）に協会が実施した花火大会に対する補助金交付事務について関係書類を確認したところ、次のような重大な誤りがあった。 (1) 協会が提出した事業計画書では、事業実施予定期間を令和4年（2022年）5月17日から同年8月31日までとしており、所管課は、当該事業計画の内容に基づいて交付決定を行っていた。しかし、協会は、事業完了予定日の延長に係る変更申請をすることなく、同年9月30日を事業完了日とする実績報告書を提出し、所管課は当該実績報告の内容に基づいて補助金額を確定していた。 (2) 実績報告書は令和5年（2023年）1月23日に提出されたが、当該実績報告書に記載された補助対象経費には、当初の事業実施予定期間外に生じた経費及び実績報告書提出時点ではまだ費用負担が生じていないが当該年度中に花火大会に係る経費として発生が見込まれる経費が計上されていた。 (3) 実績報告書は、規則で定める提出期限から3か月以上経過してから提出された。 このことについて所管課に確認したところ、次のような回答があった。 (1)及び(2)について 花火大会について、事業実施予定期間を令和4年（2022年）5月17日から同年8月31日までとした事業計画書を受理し交付決定を行ったものの、事業費は年間を通じて発生するものであり、花火大会に係る事業実施期間は、令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までと考えており、この期間に生じた経費を補助対象とすることができると考えていた。協会に対して、事業完了予定日の延長に係る変更申請を行うよう指導すべきであったが、実績報告の内容に基づいて補助金額を確定した。 (3)について 事業完了予定日が令和4年（2022年）8月31日とされていたことから、協会に対して口頭で実績報告書を速やかに提出するよう催促を行ったが、協会からは、関連経費の支払が完了していないため、提出が遅れる旨の報告を受けていた。

指 摘 内 容	本来、補助金制度とは、補助事業の実施に係る経費に対して支援するものであるため、花火大会のように実施日が定まっているイベント事業については、イベントの終了により事業が完了し、かつ、補助事業の目的が達成されるため、年間を通して補助対象経費が発生するとは考えにくい。 所管課は、花火大会に係る事業実施期間は、令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までと考え、事業計画書による事業実施予定期間外に生じた経費についても補助対象経費としたが、花火大会実施後に生じた経費として計上されたものは、花火大会に直接関連する業務によって生じた支出ではなく、パソコンリース料等の協会が一般的な事務を行うに当たっても必要な経費であった。イベント終了後に生じた経費を一定の範囲内で補助対象経費として認めることは不適切とは言えないが、所管課が確定した補助金額全額を適正とする判断は、補助金制度の目的及び補助事業の内容を踏まえれば、誤りと言わざるを得ない。 このような状況は、補助対象期間の考え方についての所管課の重大な誤りにより生じたものである。 加えて、事業完了予定日を延長することは、補助対象期間を延長することであるから、必然的に補助金の交付額に直接関係するものとなる。したがって、規則において認められている、変更申請を省略することができる事例には該当しない。よって、協会が独自の判断で変更することは認められず、最終的に所管課が、当初の事業実施予定期間外に生じた経費について補助金を交付したことは不適切であったと言える。 補助金は、市税その他の貴重な財源で賄われるものであるため、補助対象と認める事業実施期間及び経費については、具体的な事業内容や目的に即したものとなるよう、所管課において交付申請書及び実績報告書の内容を厳正に審査した上で決定すべきものである。 については、所管課においては、本件に関して、補助事業の目的及び内容に沿って精査し、その結果、交付決定の内容に合致せず、過大交付となっている補助金については、協会に対して速やかに返還を求められたい。また、他の補助対象事業においても同様の状況が見受けられたので、本事例と同様に適切に対応されたい。 そして、補助事業の担当所管としての責務を十分に認識した上で、補助事業の目的及び内容に合致する事業実施期間を協会と共有するとともに、協会に対しては必要な手続を確実に実施するよう指導を徹底されたい。さらに、補助金額の確定事務に当たっては、実績報告書の内容の適否を判断できる確認の方策を構築し、補助金交付事務の適正性を確保されたい。
措 置 内 容	「令和4年度（2022年度）公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」において、補助金の交付対象期間を「当該年度内」としており、この期間中に必要と認めた経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものと規定している。これは、事業実施に必要な経常経費やイベントの準備事務が通年で生じるため、4月1日から3月31日までの期間を交付対象期間としている。

令和5年度（2023年度）実施分監査委員監査に係る措置

措置内容	一方で、交付申請、交付決定等の一連の手続きにおいて意思決定すべき日付や事業期間を示す記載に誤りがあり、市民からの信頼失墜につながる不適切な事務手続きであると認識している。手続きの誤りが生じた原因は、コロナ渦においてイベントの実施可否や開催手法、事業の財源が直前まで確定しなかったことも一因であるが、職員の補助金制度への理解不足や審査体制の不備が本質的な原因である。 このことから、事務手続きに必要な知識や、補助申請、交付決定、実績報告等、一連の手続き過程におけるチェックポイントが見える化した実務者向けの手引書を整備し、課内研修を通じて担当職員に共有し、改善を図った。また、「公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」の改正により、実績報告書の内容の適否を書面で適切に審査できる方策を確立し、令和7年度（2025年度）分の補助金事務より適用する。 さらに、補助事業の内容変更に係る手続を適正かつ確実に実施するため、同要綱とあわせて整備する「執行上の留意事項」において、手続が必要な変更内容を明確に規定し、協会と共有した。
措置時期	令和7年（2025年）2月
所管部課	産業振興部 観光課

監査の種類	令和5年度（2023年度）財政援助団体等監査
指摘事項件名	補助事業の適正な実施について（意見要望）
指 摘 内 容	市は、「八王子市外郭団体の運営指導に関する要綱」（以下「運営指導要綱」という。）により、市の行政を補完する役割を担う団体として、市が継続的に財政等運営全般に支援を行っている団体など（以下「外郭団体」という。）を定めている。公益社団法人八王子観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、八王子市及び周辺地域と連携し、八王子市の緑豊かな自然、歴史・文化、学術や産業など多様な地域資源を育成・活用して、魅力ある観光事業とコンベンション事業の振興を図ることにより、地域の産業と経済の活性化、文化の交流促進、公共の福祉増進に寄与することを目的に設立された団体で、運営指導要綱における外郭団体である。 協会に対して市は、「令和4年度（2022年度）公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を制定し、協会が行う八王子花火大会事業、インフォメーションセンター運営事業など複数の事業に対して補助金を交付している。 今回の所管課及び協会が行ったそれぞれの補助金交付に関する事務処理に係る監査では、補助金の返還につながりかねない大きな問題点を複数確認した。 所管課における問題点は、次のとおりである。 (1) 補助金額の確定事務において、実績報告書等の内容を十分に精査していない。 (2) 補助金交付事務全般において、補助金交付額の増減を伴う変更が生じているにもかかわらず、協会に対して必要な事務手続の指導をしていない。 (3) 補助事業実施期間について、誤った認識に基づき交付決定等の審査事務を行っている。 協会における問題点は、次のとおりである。 (1) 市から自主財源により実施することと指示された事業について、所管課に確認することなく、補助金を充当し、報告している。 (2) 交付決定時に決められた補助事業実施期間を所管課に確認することなく延長するとともに、延長後の期間に生じた費用を補助対象経費として報告している。 (3) 実績報告書の提出について、提出期限を遵守していない。 (4) 事業完了日以降に生じた費用を補助対象経費として報告している。 (5) 補助事業に係る関係書類が適切に保存されていない。 以上のとおり、所管課においては、協会からの報告について十分な確認を行うことなく補助金額を確定していた。さらに、補助金額に影響する事業内容、補助対象事業費及び補助事業実施期間の変更申請の必要性について、精査及び協会に対する指導を行うことなく、協会の報告内容のまま認めている事案が散見された。

指 摘 内 容	また、協会においては、補助金額に影響する軽微とは言えない変更が必要となったにもかかわらず、変更手続やその要否を所管課へ確認することなく、当該変更に伴う経費を協会独自の判断で補助対象としている事案も散見された。所管課では、毎年度協会から複数の補助金交付申請を受け、補助金の交付決定及び補助金額の確定を行っていたことから、協会が提出した申請書類、報告書等を漫然と確認していたと思われる。さらに、補助金制度そのものに対する理解が十分ではないことも要因となり、上記のような事務処理が行われていたと考えられる。また、協会においては、市からの補助金交付が長期間にわたっていることにより、補助事業の実施に当たって補助金の交付を受けている意識が希薄となり、補助金を協会自らの財源と同様に扱ってしまっているものと思われる。 補助金とは本来、市が認めた交付団体が、市が認めた範囲内で使用できるものである。そのため所管課は、協会から報告された事業内容や補助金の使途が、当初示した基準等に沿って目的を達成するものとなっているかを十分に確認すべきであり、協会においては、所管課から示された交付要綱や経費の負担区分等の内容に基づいて補助金の充当経費を判断すべきである。この点を踏まえれば、所管課及び協会における現在の事務処理については、補助金制度が求める責務に対する理解を欠くものと言わざるを得ない。 そして、協会は、市と両輪となって観光事業等を遂行していく外郭団体であるからこそ、補助事業の必要性、公益性、有効性、公平性等や金額の妥当性について十分理解し、透明性を確保していかなければならない。 については、所管課においては、長期にわたる補助金交付により、既得権益化や協会の自立性の阻害につながることはないよう、補助金制度における市の責務を理解し、協会における補助事業が協会独自の事業と区分され、当該制度にのっとり適正に遂行されるよう、適正な判断に基づく厳格かつ慎重な審査及び指導を行うことを切に要望する。
措 置 内 容	「公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」の改正により、自主事業及び補助事業並びに補助対象経費の範囲を明確に意思決定するとともに、実績報告等において執行状況を適切に確認できる方策を確立し、令和7年度（2025年度）分の補助金事務より適用する。 なお、同要綱の主な改正点は次のとおり。 ➤ 交付申請書について、自主事業及び補助事業別で収支を記載するとともに、補助事業は支出の項目、経費の明細及びその額を記載する様式に改正 ➤ 交付決定書について、補助金交付決定総額に加え、支出の項目、経費の明細及びその額を決定・通知する様式に改正 また、本件要望の要因として、事務担当者の補助金制度への理解不足や審査における確認事項の共有が課内で徹底されていない等の問題があることから、事務手続きに必要な知識や、手続き毎のチェックポイントを見える化した実務者向けの手引書を整備し、課内研修を通じて担当職員に共有した。
措 置 時 期	令和7年（2025年）2月
所 管 部 課	産業振興部 観光課